

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月5日
【会社名】	株式会社エスケイジャパン
【英訳名】	SK JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八百 博徳
【本店の所在の場所】	大阪府中央区上町一丁目4番8号
【電話番号】	06(6765)0670
【事務連絡者氏名】	管理部長 岡崎 栄一
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区上町一丁目4番8号
【電話番号】	06 (6765)0670
【事務連絡者氏名】	管理部長 岡崎 栄一
【縦覧に供する場所】	株式会社エスケイジャパン東京本社 (東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の東京本社は、未登記につき法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成29年5月25日開催の当社第28期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年5月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円、配当総額は25,066,395円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大の備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の12,381,000株から20,000,000株に変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、八百博徳、松田忠夫、吉田昌稔、今里政彦、堀政哉を選任するものであります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成29年4月14日開催の取締役会において取締役および監査役を対象とした役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、再任予定の八百博徳、松田忠夫、吉田昌稔、今里政彦、堀政哉の取締役5名および在任中の久保山浩樹、出原敏、吉澤伸幸の監査役3名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をするものであります。

なお、支給の時期につきましては各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額5,000千円（取締役分4,300千円（うち社外取締役分300千円）、監査役分700千円）を支給するものであります。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200百万円以内、監査役の報酬額を年額20百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

その後の経済情勢の変化や諸般の事情を考慮し、また役員退職慰労金制度の廃止と併せ業績等を反映した役員賞与を含むものとして、今回改めて取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）、監査役の報酬額を年額20百万円以内と改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	59,051	338	—	（注）1	可決 99.43
第2号議案	56,854	2,535	—	（注）2	可決 95.73
第3号議案					
八百 博徳	58,933	456	—	（注）3	可決 99.23
松田 忠夫	58,997	392	—	（注）3	可決 99.34
吉田 昌稔	58,998	391	—	（注）3	可決 99.34
今里 政彦	58,551	838	—	（注）3	可決 98.59
堀 政哉	58,948	441	—	（注）3	可決 99.26
第4号議案	56,629	2,760	—	（注）1	可決 95.35
第5号議案	58,000	1,389	—	（注）1	可決 97.66
第6号議案	59,202	187	—	（注）1	可決 99.69

- （注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上